

岩手労働局

報道関係者各位

岩 手 労 働 局
宮 城 労 働 局
福 島 労 働 局
発 表
平成 2 7 年 2 月 3 日

担 当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 高橋嘉寿満 主任監察監督官 内藤淳一 電話 019-604-3006
	宮城労働局労働基準部監督課 監督課長 横田秀樹 専門監督官 千葉信浩 電話 022-299-8838
	福島労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口雄一 監察監督官 伊藤達夫 電話 024-536-4602

岩手・宮城・福島労働局が実施した建設業一斉監督指導の結果を公表します

～ 3割を超える建設工事現場で墜落防止措置義務違反～

- 1 岩手・宮城・福島の各労働局では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事などによる更なる労働災害の増加が危惧されることから、平成 26 年 12 月 1 日（月）から同年 12 月 19 日（金）までの間、建設工事現場に対して集中的に監督指導を実施しました。
その結果、監督指導を実施した 494 建設工事現場のうち、過半数の 281 現場（違反率 56.9%）で労働安全衛生法等違反が認められました。（別紙「建設業一斉監督指導結果の概要」参照）
また、法違反の内容を主要事項別にみると、①元方事業者の講ずべき措置に係る違反 167 現場（33.8%）、②墜落防止措置に係る違反 161 現場（32.6%）、③建設機械災害防止措置に係る違反 70 現場（14.2%）などとなっています。
- 2 各労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反について、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を行うこととしています。
- 3 岩手労働局では今回の監督指導結果を受けて、発注機関・関係団体（合計 97 団体）に対して要請を行うとともに、業界としての取組を更に強化していただくため、岩手県建設業協会会長（会長 宇部貞宏）に対しては岩手労働局長から労働災害防止に向けた要請書を手交します。（要請内容については別添（要請書）参照）
※要請日時：2月4日（水）午前11時15分（岩手労働局長室）

建設業一斉監督指導結果の概要

1 岩手・宮城・福島労働局（3局合計）の監督指導状況

494現場に監督指導を実施した結果、56.9%の281現場において労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を60現場に対して行いました。（表1参照）

表1 一斉監督実施結果

	合 計	岩手局	宮城局	福島局
一斉監督現場数	494	100	139	255
違反現場数	281	70	72	139
違反率	56.9%	70.0%	51.8%	54.5%
使用停止等命令現場数	60	20	5	35

2 労働安全衛生法の主要事項別の違反状況

労働安全衛生法の主要事項別にみると、①元請事業者の講ずべき措置に係る違反167現場（33.8%）、②墜落防止措置に係る違反（足場等を含む。）161現場（32.6%）、③建設機械（移動式クレーンを含む。）災害防止措置に係る違反70現場（14.2%）、④作業主任者の選任等に係る違反27現場（5.5%）となっています。

（表2参照）

表2 労働安全衛生法の主要事項別違反件数

() 内は違反率

労働安全衛生法等の主要事項	合 計	岩手局	宮城局	福島局
元方事業者の講ずべき措置	167 (33.8%)	33 (33.0%)	49 (35.3%)	85 (33.3%)
墜落防止措置	161 (32.6%)	47 (47.0%)	30 (21.6%)	84 (32.9%)
建設機械災害防止措置	70 (14.2%)	15 (15.0%)	27 (19.4%)	28 (11.0%)
作業主任者の選任等	27 (5.5%)	10 (10.0%)	7 (5.0%)	10 (3.9%)
そ の 他	114 (23.1%)	34 (34.0%)	25 (18.0%)	55 (21.6%)

※ 労働安全衛生法違反件数は、1つの現場で複数の違反があるため、表1の違反現場数とは一致しない。

3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
元方事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていたこと。
墜落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の作業床の端や開口部に囲い、手すり等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 高さ2メートル以上の足場には、手すり、中さん、幅木等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。

建設機械災害防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）を用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械に労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置や誘導員を配置する措置を講じなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 車両系建設機械（ドラグショベル等）で荷をつり上げ、その主たる用途以外の用途に使用させてはならないが、用途外の使用を行っていたこと。 ・ 車両系建設機械及び移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定めなければならないが、これを怠っていたこと。
作業主任者の選任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業（足場の組立てや型枠支保工の組立て等）を行う場合は、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業場に通じる場所及び作業場内には労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠ったこと。 ・ 作業で使用するはしごについては、転位を防止するための措置を講じなければならないが、これを怠ったこと。 ・ 金属をアーク溶接する作業等粉じんの発生する作業を行う場合には、労働者に呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 携帯式丸のこ盤の歯の安全カバーを有効な状態で使用しなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ コンクリート構造物の解体作業を行うときは、作業計画を定め、当該作業計画により作業を行わなければならないが、これを怠っていたこと。 ・ 資材等の物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所に、防網の設備や立入禁止区域を設けなければならないが、これを怠っていたこと。

建設工事現場に対する労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃から労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点に取り組んでいるところですが、今後、復旧・復興工事が更に加速化する中で、県内における建設業の労働災害の増加が懸念されるところです。

この状況を踏まえ、岩手労働局管下の労働基準監督署においては、平成26年12月1日（月）から同年12月19日（金）までの間、集中的に建設工事現場に対する監督指導を実施したところですが、監督指導を実施した100現場のうち70現場（70.0%）で労働安全衛生法違反が認められたところです。

つきましては、別紙の監督指導結果について、関係事業場に周知していただくとともに、特に下記の事項に御留意の上、安全衛生パトロールの実施などにより建設工事現場における労働災害防止対策のより一層の徹底について御指導くださいますようお願い申し上げます。

なお、本要請に基づく取組を行っていただいた場合には、その内容につきまして、当局労働基準部監督課あて情報提供していただきますようお願い申し上げます。

記

1 元方事業者の下請事業者に対する指導の徹底

33現場（33.0%）において、元方事業者が、下請事業者に対して、法令に違反しないように必要な指導を行う等の措置が講じられていなかった。

ついては、建設工事現場においては、複数の事業者による作業が混在しており、工事の一部を請け負う下請事業者単独では十分な労働災害防止対策を講じることが困難な場合もあるため、工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。

2 墜落防止措置の徹底

47現場（47.0%）において、墜落・転落防止措置が講じられておらず、このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を行った現場は20現場（20.0%）であった。

ついては、高所からの墜落・転落災害は、死亡などの重篤な災害となる可能性が非常に高いことから、高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等に手すり等を設置するなど法令に基づく墜落防止措置を徹底すること。

3 建設機械による災害防止対策の徹底

15現場（15.0%）において、車両系建設機械又は移動式クレーンへの接触防止措置等が講じられていなかった。

ついては、車両系建設機械等による災害は、死亡などの重篤な災害となる可能性が非常に高いことから、使用に際して、あらかじめ作業計画を定めるとともに、車両系建設機械等との接触を防止するための立入禁止措置など法令に基づく措置を徹底すること。

4 作業主任者の選任と職務の励行

10現場（10.0%）において、法令に基づく作業主任者を選任されていない、又は選任されていてもその職務の励行が徹底されていなかった。

ついては、作業主任者を選任すべき作業は労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業であることから、作業主任者を選任し、当該作業主任者の指名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、その職務の励行を徹底すること。